正面玄関「津島駅」周辺に景観条例を制定
～良好な景観を保全・再構築します～

令和８年11月25日（水）
津島市まちづくり推進部
まちづくり事業課（原田、菱田）
電話番号 0567-55-9357(ダイヤルイン)

＜議案第 48 号　津島市景観条例の制定について＞

正面玄関「津島駅」のまちづくり再生「**第１弾**：天王川公園」、「**第２弾**：津島神社周辺エリア観光ターミナル」、「**第３弾**：つしまクロス」、「**第４弾**：津島駅」を繋ぐ**「天王通り」沿道地区**、歴史的な町並みが残る**「本町筋」沿道地区**、約 1,500 年の歴史を有する**「津島神社」周辺地区**を対象とする**景観条例を制定**し、本市の景観に関する総合計画**「津島市景観計画」**に基づき、**良好な景観を保全・再構築**します。

１　主な規制内容（景観形成基準・色彩基準）
天王通り沿道地区・本町筋沿道地区：建築物の高さ・色彩・屋根の形態意匠、工作物の形態意匠・色彩等
津島神社周辺地区　　：建築物の高さ

２　規制が適用されるとき
建築物・工作物の新築・増築・改築・移転、外観を変更する修繕・模様替、色彩の変更を行う場合等
※景観条例制定後、建築物・工作物の改修等が必要になる訳ではありません。

３　施行予定日
令和９年４月１日（木）


天王通りの将来イメージ


本町筋の将来イメージ

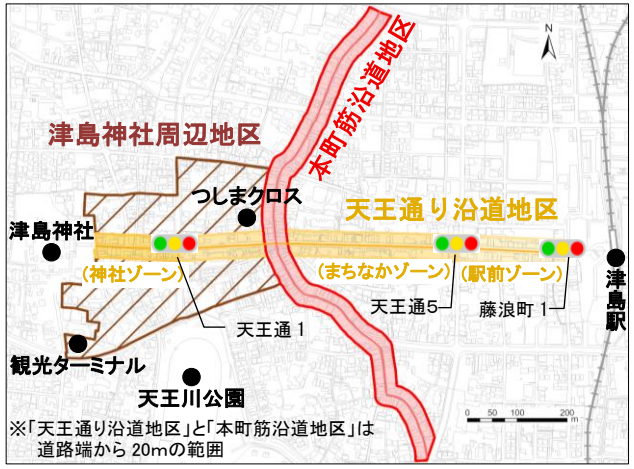

景観条例の対象地区（景観計画区域）